

重 要 事 項 説 明 書

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)

あなたの申し出により介護予防 日常生活総合支援サービス事業(介護予防訪問介護相当)の提供を開始するにあたり、当事業所があなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県三重郡菰野町宿野1433-74
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511

2 ご利用事業所

事業所名称	訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家
指定年月日	平成30年4月1日
指定番号	24A0300376
所在地	三重県鈴鹿市木田町1961番地
電話番号	059-374-0318
通常の事業の実施地域	鈴鹿市

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

5 ご利用事業所の職員体制

当事業所従業者の職種	員 数	勤務の形態・保有資格
管理者	1 名	常勤兼務・社会福祉士
サービス提供責任者	1 名	常勤兼務・介護福祉士
訪問介護員	2 名	常勤専従・介護福祉士: 2 名

6 利用料金

法定給付

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表の1割・2割・3割が利用者の負担額となります。負担割合については、介護保険負担割合証に記載のある割合(1割・2割・3割)となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当の利用料

週1回程度の利用 (事業対象者、要支援1・2)		12,254円/月
	日割りの場合	406円/日
週2回程度の利用 (事業対象者、要支援1・2)		24,477円/月
	日割りの場合	802円/日
週2回を超える利用 (要支援2)		38,835円/月
	日割りの場合	1,282円/日

※1割負担の場合の利用者負担分(2割・3割負担の方は上記の金額の2割・3割となります)

週1回程度の利用 (事業対象者、要支援1・2)		約1,225円/月
	日割りの場合	約41円/日
週2回程度の利用 (事業対象者、要支援1・2)		約2,448円/月
	日割りの場合	約80円/日
週2回を超える利用 (要支援2)		約3,884円/月
	日割りの場合	約128円/日

1月当たりの回数を定める場合

標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		2,991円/回
生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	1,865円/回
	所要時間45分以上の場合	2,292円/回
短時間の身体介護が中心である場合		1,698円/回

※1割負担の場合の利用者負担分(2割・3割負担の方は上記の金額の2割・3割となります)

標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		約299円/回
生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	約187円/回
	所要時間45分以上の場合	約229円/回
短時間の身体介護が中心である場合		約170円/回

加算

種 類	利 用 料	1割負担の場合
初回加算	2,084円／回	約209円／回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245／1000	

- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、あなたの介護予防ケアマネジメントに定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 利用料金は月単位の集計になります。円以下の端数処理で【1回毎処理の集計】と【1ヶ月間合計処理の集計】では誤差が生じますのでご了承ください。

7 個人情報保護方針と利用目的

訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家は利用してくださる方の個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護するために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行、維持することに努めます。

1. 当施設は個人情報保護に関する規定を定め、全職員が遵守することにより、個人情報の適切な管理に努めます。
2. 当施設は原則として、個人情報を施設の運営・サービス管理・介護サービス費請求・行政機関等からの要請および必要な範囲においてのみ収集いたします。
3. 当施設は原則として、個人情報を外部の第三者には提供いたしません。ただし、ご本人のかかりつけ医や他の介護保険事業所等と当施設との間で、この使用目的の範囲内で診療情報等を共有する場合があります。
4. 当施設は、利用者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の開示手順に従った対応をいたします。また、訂正や利用停止を求められた場合においても審査し、適切に対応いたします。
5. 当施設は、個人情報を安全かつ適正に取り扱うために個人情報保護の管理者を置き、規則の整備・教育啓発活動・監査等を行っております。
6. 当施設は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するための措置を講じております。
7. 当施設は、個人情報に関して適用される法令その他の規則を遵守するとともに、上記各項における取り組みおよび保護活動を継続的に見直し、改善してまいります。

(利用目的)

当施設では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いは万全の体制で取り組んでおります。

1. 施設内での利用

- ①利用者様に提供する介護保険サービス

- ②保険事務
- ③入退居等の管理
- ④会計・経理
- ⑤事故等の報告
- ⑥当該利用者様への福祉サービスの向上
- ⑦サービスの質の向上を目的とした施設内事例研究
- ⑧その他、利用者様に係る管理運営業務（利用者様の呼び出し、面会者案内等）

2. 施設外への情報提供としての利用

- ①他の医療福祉関係者、介護サービス事業者等との連携
- ②他の医療福祉機関からの照会への回答
- ③利用者様へのサービス提供等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- ④検体検査業務等の業務委託
- ⑤ご家族等への状況説明
- ⑥保険事務の委託
- ⑦審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑧審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ⑨損害賠償責任保険等に係る医療福祉に関する専門の団体保険会社等への相談または届出
- ⑩その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②サービスの質の向上を目的とした研究
- ③事業所、施設で行われる学生への実習の協力、情報提供
- ④外部監査機関への情報提供
- ⑤個人情報保護の保全のための遠隔地への保管

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がない場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

8 現場実習の受け入れについて

当施設では大学生、専門学校生などの介護現場実習等の受け入れを行っています。利用者様の個人情報におきましては、上記の個人情報保護方針に沿って適切にお取り扱いさせていただきます。また、職員の指導・管理のもと利用者様の身体介護等にあたることがあります。

9 虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。担当者：相談員
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束及び行動制限について

当施設は、当該利用者様または他の利用者様等への生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行っていきます。

11 業務継続計画の策定などについて

当施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 ハラスメント行為について

利用者、その親族又は関係者等が職員もしくは他の入居者等に対して、以下に記すような行為を行い、それによって職員又は他の入居者の心身に危害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、事業者からの契約解除を申し出る場合があります。

- ① 職員又は他の入居者等に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員又は他の入居者等に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つ

けたり、おとしめたりする行為)

- ③職員や他の入居者等に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為）

13 営業時間

営 業 日	毎日（月、火、水、木、金、土、日及び祝祭日）
窓口対応時間	8:00～18:00（電話にて24時間対応しています）
サービス提供時間	7:00～19:00

14 キャンセル料

原則として、キャンセル料はいただきませんが、連絡は早めに必ず入れてください。

15 事故発生時の対応

事故発生時の対応	・当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	・当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。

16 苦情申立窓口

鈴鹿聖十字の家苦情相談窓口	ご利用時間 平日 9:00～16:00 土日 9:00～16:00 電 話 059-374-0318 F A X 059-374-0077 担当者 打田 成美
鈴鹿・亀山地区広域連合窓口	所在地 鈴鹿市神戸1丁目18-18 鈴鹿市役所 西館3階 電 話 059-369-3200 F A X 059-369-3202
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋2丁目96番 電 話 059-228-9151 F A X 059-228-5319

鈴鹿聖十字会第三者委員	衣斐 朋子 電 話 059-373-2120
-------------	---------------------------

17 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協 力 医 療 機 関	医療機関の名称	鈴鹿回生病院
	理 事 長 名	荒木 朋浩
	所 在 地	三重県鈴鹿市国府町 112 番地の 1
	電 話 番 号	059-375-1212
	診 療 科	内科 / 総合病院 / 精神科 / 脳神経 内科 / 消化器科 / 循環器内科 / 小 児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外 科 / 呼吸器外科 / 心臓血管外科 / 泌尿器科 / 婦人科 / 耳鼻咽喉科 / 放射線科 / リハビリテーション科 / 麻 酔科 / 血液内科 / 腎臓内科 / 病院 / 医療施設
	入 院 設 備	有
	救急指定の有無	有
	契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状 の急変があった場合、即座に連携を取 り、医師の指示にしたがいます。
協 力 医 療 機 関	医療機関の名称	山中胃腸科病院
	院 長 名	湊田 則次
	所 在 地	三重県四日市市小古曽3丁目5-33
	電 話 番 号	059-345-0511
	診 療 科	胃腸・内・外・整形・泌尿器・循環器・小児
	入 院 設 備	有
	救急指定の有無	無
	契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状 の急変があった場合、即座に連携を取 り、医師の指示にしたがいます。
緊 急 連 絡 先	氏 名	鈴鹿聖十字の家(園長 松岡 広樹)
	住 所	三重県鈴鹿市木田町1961
	電 話 番 号	059-374-0318
	昼間の連絡先	059-374-0318
	夜間の連絡先	059-374-0318

鈴鹿聖十字会は、あなたに対する介護予防 日常生活総合支援サービス事業(介護予防訪問介護相当)の提供開始にあたり、あなたに対して本書面に基づいて、上記重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

三重県鈴鹿市木田町1961番地

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会 訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家

説明者 打田 成美 印

(ご利用者)

私は、本書面に基づいてあなたから上記重要説明事項の説明を受けました。

私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

住所_____

氏名_____ 印

(署名代行者)

私は下記の理由により、利用者本人の契約意思を確認し、利用者に代わり上記署名を行いました。

住所_____

氏名_____ 印

利用者本人との関係_____

署名代行の理由_____

(身元引受人)

住所_____

氏名_____ 印